

木造住宅の耐震改修工事を支援します

市では、地震災害に対する防災対策のために、木造住宅の耐震診断・耐震改修工事の費用を補助します。

対象事業	支援内容・補助額	募集戸数	対象住宅
耐震診断	耐震診断士の派遣 (自己負担額2,000円)	2戸 (先着順)	市内にある戸建住宅で、次の要件のすべてに該当するもの ・昭和56年5月31日以前に着工されたもの ・建築基準法に規定する建築確認を受けているもの(建築基準法第6条第1項に該当しない建築物を含む) ・地上階数が2階以下、延べ床面積が30㎡以上のももの ・木造であり在来軸組工法、伝統的工法及び枠組壁工法(ツーバイフォー)によって建築されたもの ・店舗等住宅以外の用途を兼ねる場合は、延べ床面積の2分の1以上が住宅のもの ・過去にこの制度を利用して耐震診断を受けていないもの ・東日本大震災等で被災した住宅で、全壊・大規模半壊、半壊の判定を受けていないもの
耐震改修工事	耐震改修工事に要する費用の4/5の額 (上限1,000,000円)	1戸 (先着順)	上記の要件に加え、以下すべてに該当するもの ・耐震改修計画の作成を伴う耐震改修工事であること ・耐震改修工事により対象住宅の上部構造評点が0.3以上増加し、かつ、増加後の上部構造評点が1.0以上となること

申込資格	<ul style="list-style-type: none"> 上記の対象となる所有者と世帯員が市税等を滞納していないこと 耐震改修工事を行う場合、茨城県木造住宅耐震診断士養成講習会受講者または市内に本店、支店や営業所がある建設業者が施工すること
申込方法	所定の申込書に必要書類を添付し、市役所都市計画課に提出
申込期間	6月9日(月)～8月8日(金) 8:30～17:00 土・日曜日、祝日を除く

※詳しくは下記にお問合せいただくか、ホームページをご覧ください。



問 都市計画課 住宅・営繕G ☎52-2111 内線255

▲市ホームページ

6月1日から7日は水道週間です

～第67回水道週間スローガン～ 「透き通る 誇れる水に 感謝する」

水道は、私たちの生活に欠かすことができないものとなっています。

水道週間は、国土交通省、環境省、都道府県、市町村の水道事業者等による様々な広報活動を通して、日頃から水道を利用される方々に水道の現状や課題について理解を深めていただくことを目的として、全国で毎年実施されています。

市は、良質で安全な水を供給するため、定期的な水質検査や老朽化した配水管の更新など施設の維持管理に日々努めています。

もし、水道が使えなくなってしまうたら、私たちの生活はどうなってしまうのでしょうか？

この機会に、私たちの暮らしや様々な活動を支える大切な施設である水道について、考えてみてはいかがでしょうか。

問 上下水道部 総務経営課 総務経営G ☎52-0427 内線36